

役職員行動規範

一般社団法人日本パラ水泳連盟

一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「JPSF」という。）は、障がい者の水泳・水中運動及びパラリンピックを始めとする水泳競技活動を通して、障がい者の社会参加活動を促進するとともに、障がい者自らも社会貢献活動を行い、障がい者の心身の健全な発達と活力ある日本社会の構築に寄与するという、高い公共性及び高潔性に基づいて、厳格に法令等を遵守するとともに、健全で公正な団体運営を求められています。

その要請に応えるためには、役員（定款第25条に定める理事及び監事並びに定款第44条に定める特別職をいう。）及び職員（定款第65条に規定する事務局長及び職員をいう。以下「役員」及び「職員」を総称して「役職員」という。）の一人ひとりが高潔な倫理観、価値観を保持し、社会的使命と業務の公共性に誇りと責任感を持ち、誠実かつ公正に業務を遂行することが必要です。

ここに、JPSFの定款に定める目的のもと行動規範を定め、役職員が不断の実践に努めます。

1. 人権の尊重

役職員は、一人ひとりの人格及び人権を尊重するとともに、コンプライアンスとインテグリティを考慮し、あらゆる差別やハラスメントを許さず、健全で活気のある環境の整備に努めます。

2. 法令の遵守

役職員は、法令及びJPSF規程等を遵守し、健全かつ適正な事業を遂行し社会からの信頼の確保に努めます。

3. 積極的な情報公開、個人情報の保護及び知的財産権の尊重

役職員は、正確な情報を積極的に公表するとともに、個人情報の保護及び事業運営上知り得た秘密の保持に細心の注意を払います。

4. 安全の確保

役職員は、安全確保に留意し、障がい者の水泳環境、職場環境の向上に努めます。

5. 利益相反行為及び公私のけじめ

自分のためにJPSFと取引するなど、JPSFと利害が対立したり、そのように見えることは行わない。

6. 反社会的勢力への対応

暴力団等の反社会的勢力から不当な要求を受けたときは毅然とした態度で対応するとともに、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引もしない。

7. 報告及び処分

役職員がこの行動規範に違反する行為を発見したときは、総務コンプライアンス委員会委員長又は暴力行為等相談窓口に報告する。J P S F は、違反行為に関する報告・相談を行った役職員や事実調査に協力した役職員に対して、そのことを理由として不利な扱いを行わず、又はそのような取り扱いが生じないように最善の注意を払う。これらの役職員に対し不利な扱い又は報復を行った役職員は懲戒処分の対象となる。

(参考)

<改正履歴>

2013年4月8日制定
2017年1月28日一部改正
2021年2月13日一部改正 (同年3月16日施行)
2022年6月25日一部改正